

## 地域協議会分科会の設置について

### 1 社会福祉法人について

#### ・社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業(\*1)を行うことを目的として、社会福祉法の定めにより設立された法人。公益事業(\*2)も合わせて行うことができる。

#### \* 1 社会福祉事業

障がい者、高齢者などが地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業。大きく第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分かれる。

第1種：障害者支援施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営

第2種：保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業 など

#### \* 2 公益事業

社会福祉と関係のある公益を目的とする事業。有料老人ホームなど。

### 2 国の地域協議会の指針について

#### (1) 地域協議会設置の理由及び目的

・社会福祉法の改正により、資金の内部留保を福祉事業に再投下することが義務づけられたため、「社会福祉充実残額(\*3)」を保有する社会福祉法人は、「社会福祉充実計画」を策定し①社会福祉事業 ②地域公益事業(\*4) ③公益事業のいずれかを実施することが求められている。※再投下の優先順位は①、②、③となっている。

・このなかで地域公益事業を行う計画の策定にあたっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、各地域の実情に沿うよう「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないとされている(①と③は対象外)。

この「住民その他の関係者」が「**地域協議会**」となる。

\* 3 「社会福祉充実残額」とは、社会福祉法人が保有する財産から、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除したもの。

活用可能な財産－事業用不動産等－将来の立替費用等－運転資金

＝社会福祉充実残額

\* 4 「地域公益事業」とは、社会福祉法において「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金でその需要に応じた福祉サービスを提供する事業」とされている。(※具体事例は別紙参照)

## (2) 地域協議会の実施責任及び構成員について

- ・実施責任は、原則、社会福祉法人の所轄庁。(佐賀市のみ活動拠点をおく社会福祉法人は佐賀市が所轄庁)
- ・効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用する。  
会議体については、社協の地域福祉活動支援計画策定委員会、地域ケア会議、自立支援協議会などを想定。また、人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。
- ・構成員については以下の者を想定。地域の実情に応じて所轄庁が定める。
  - ① 学識経験者
  - ② 保健・医療福祉サービス事業者
  - ③ 民生委員・児童委員
  - ④ サービス利用（予定）者である地域住民
  - ⑤ 福祉行政職員（町村職員を含む。）
  - ⑥ 社会福祉協議会

## (3) 地域協議会の役割

地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場だけでなく、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方  
などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。

## 3 佐賀市における地域協議会の設置について

### (1) 地域協議会の設置案について

上記の国の指針等を踏まえ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会」に、「地域協議会分科会」を設置し、当分科会を構成する委員としては、当該委員会の委員の中から、「福祉・保健等関係の7名」と「学識経験者及び地域住民代表から各1名」の計9名を選任したい。

### (2) 地域協議会分科会の開催時期について

法人の決算が確定し、計画の案が出てくる時期を5月上旬からと想定。協議会開催は5月末から6月上旬と見込んでいる。(計画案がない場合もある。)

### (3) 地域協議会分科会での協議事項について

以下の事項を想定している。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること